

入札説明書

(大阪市住民記録・印鑑登録システム及び戸籍情報システム標準化対応支援業務 (その2))

令和 6 年 3 月

大阪市市民局

入札説明書

大阪市告示第 361 号にかかる入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 公告日：令和 6 年 3 月 15 日（金）
- (2) 担当：大阪市市民局総務部総務担当
〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号（大阪市役所 4 階）
電話 06 - 6208 - 7314
電子メールアドレス ca0001@city.osaka.lg.jp
- (3) 調達件名：大阪市住民記録・印鑑登録システム及び戸籍情報システム標準化対応支援業務（以下「本件」という。）
- (4) 契約期間：令和 6 年 7 月 1 日（月）から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで
- (5) 履行場所：本市が指定する場所
- (6) 本件の入札は地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 第 1 項及び第 2 項に基づく総合評価一般競争入札を適用する。

2 入札参加者の資格に関する事項

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 令和 4・5・6 年度の大阪市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「10 情報処理 01 情報処理 01 システム企画・開発」及び「10 情報処理 01 情報処理 02 システム運用・保守」で登録していること。なお、大阪市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、大阪市入札参加資格申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1—（2）に同じ）に行えば、契約管財局契約部契約課委託・物品契約グループで当該審査を行う（申請の際には、必ず WTO 適用入札にかかる申請である旨を告げること）。ただし、令和 6 年 4 月 8 日までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。
- (5) 本業務を受注しようとする事業者は、平成 25 年度以降に、国、都道府県、特別区、政令指定都市又は中核市において、同種の基幹系システムの構築又は運用を実施した実績、またはそれらの支援業務の実績を 1 件以上有すること（平成 25 年度以降に、国、都道府県、特別区、政令指定都市又は中核市において、同種の基幹系システムの構築又は運用にかかる PMO 支援業務の実績も可）
- (6) 本業務を受注しようとする事業者は、平成 25 年度以降に、業務改革（BPR）支援業務の実績を 1 件以上有すること
- (7) 業務責任者として従事させる予定の者は次のいずれかの資格を有すること
 - ・（独）情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験合格による資格（プロジェクトマネージャ）
 - ・ 米国プロジェクトマネジメント協会が認定する PMP（Project Management Professional）試験合格による資格

- ・ EXIN (Examination Institute for Information Science) が認定する PRINCE2 (Projects IN Controlled Environments, 2nd version) の Practitioner 試験合格による資格
- (8) 本支援業務を担当する事業所において、(一財) 日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの使用が認められていること又は ISO/IEC 27001 若しくは JISQ27001 の認証を受けていること

3 開札までの手続等に関する事項

(1) 入札参加申請

ア 交付資料 (入札説明書等)

- 資料 1 入札説明書
- 資料 2 仕様書
- 資料 3 提案書作成要領
- 資料 4 落札者決定基準
資料 4 別紙 提案書評価表
- 資料 5 業務委託契約書 (案)
- 資料 6 経費積算にあたっての留意事項

様式

- 様式 1 総合評価一般競争入札参加申出書
- 様式 2 事業者業務実績調書
- 様式 3 業務責任者資格取得状況調書
- 様式 4 「大阪市住民記録・印鑑登録システム及び戸籍情報システム標準化対応支援業務」総合評価一般競争入札にかかる質問票
- 様式 5 入札辞退届
- 様式 6 費用内訳書

イ 交付期間

令和 6 年 3 月 15 日 (金) から令和 6 年 4 月 1 日 (月) まで (大阪市の休日を定める条例 (平成 3 年大阪市条例第 42 号) 第 1 条に掲げる本市の休日 (以下「休日」という。) を除く。) の午前 9 時 30 分から午後 5 時までの間 (ただし、午後 0 時 15 分から午後 1 時までの間を除く。)

ウ 交付場所: 市民局ホームページ上及び担当部局 (1 - (2) に同じ。)

エ 費用: 無償により交付する。

オ 入札参加申請書類

- (ア) 総合評価一般競争入札参加申出書 (様式 1)
- (イ) 事業者業務実績調書 (様式 2)
- (ウ) 事業者業務実績となる契約書等の写し
- (エ) プライバシーマーク又は ISO/IEC 27001 若しくは JISQ27001 の認証取得に関する登録証等の写し
- (オ) 業務責任者資格取得状況調書 (様式 3)
- (カ) 業務責任者の取得資格に関する合格証書等の写し

カ 受付期間

3 - (1) - イに同じ

キ 受付方法及び受付場所

持参または大阪市契約規則第 25 条第 2 項に規定する郵便等 (書留郵便等配達 of 記録が残るもの。以下「郵便等」という。) により、担当部局 (1 - (2) に同じ)

に、上記カまでに必着のこと。

(2) 入札参加資格の審査及び通知

ア 入札参加申請の提出書類により入札参加資格を審査し、その結果を令和6年4月12日(金)付けで通知する。

イ 入札参加資格を認めなかった申請者には、理由を付して通知する。

ウ 入札参加資格を認められた申請者には、同日より担当部局(1-(2)に同じ)において事業請負申込書(以下「入札書」という。)等を交付する。

(3) 入札参加資格を認められなかった申出者に対する理由の説明

ア 入札参加を認められなかった申請者は、当局に対してその理由について説明を求めることができる。

イ 説明を求める場合には、令和6年4月19日(金)午前10時までに書面を担当部局(1-(2)に同じ。)に提出しなければならない。郵便等による提出の場合は、受付期間内に担当部局(1-(2)に同じ)あて必着のこと

ウ 説明を求められたときは、令和6年4月26日(金)に書面で回答する。

(4) 質問事項の受付、締切及び回答

ア 「仕様書」(資料2)の内容等についての質問は、「仕様書等に関する質問票」(様式4)に記載し、メールにより提出すること。

イ 質問の受付は、令和6年3月15日(金)から令和6年4月1日(月)まで(休日を除く。)の午前9時30分から午後5時までの間(ただし、午後0時15分から午後1時までの間を除く。)とする。なお、締め切り以降の質問については受け付けない。また、メールでの提出のうえ、受信確認のため、送信後必ず担当部局(1-(2)に同じ)へ電話での連絡を行うこと。

ウ 受付けた質問については、令和6年4月12日(金)から令和6年5月15日(水)まで市民局ホームページに掲載する。質問が無かった場合も同様とする。

https://www.city.osaka.lg.jp/templates/gyomuitaku_nyusatsuanken/shimin/0000613295.html

(5) 入札執行日時及び場所等

ア 入札執行の日時

令和6年5月16日(木)午前9時30分から午前10時まで

イ 入札執行の場所

大阪市役所本庁舎 4階 市民局第4会議室

ただし、郵便等による入札の場合は令和6年5月15日(水)午後5時までに担当部局(1-(2)に同じ)あて必着のこと。

なお、この場合は二重封筒を用い、表封筒に入札案件名称を明記するとともに「入札書在中」と朱書きのうえ担当部局(1-(2)に同じ)宛親展とし、内封筒に「入札書」、「提案書」と記載し、入札書、提案書を別封筒にすること。

(6) 入札に参加することができない者

ア 入札参加申出期限までに参加申出をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者

イ 入札参加資格を認められた者で、入札参加資格の審査結果の通知時より開札時までの間において、「2 入札参加者の資格に関する事項」の要件を満たさなかった者

(7) 入札保証金等

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

ウ 保証人 不要

(8) 入札方法等に関する事項

ア 落札者の決定は総合評価一般競争入札方式で行うので、入札参加者は提案書等を作成し、入札書を提出しなければならない。

入札書の提出にあたっては、日付、所在地、商号又は名称及び代表者氏名を記入し、代表者印若しくは受任者印（使用印鑑届出書で届け出た印）を必ず押印すること。

イ 入札は、本人又はその代理人が行うものとする。代理人が入札をする場合は、入札時に別途委任状を作成し、提出するものとする。

ウ 落札者の決定にあたって、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札書の金額欄には、総額（本業務に要する一切の諸経費を含めた金額）を記載すること。

(9) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに（5）ーイにおいて行う。

(10) 開札に関する事項

開札は、入札参加者を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア 契約規則第28条第1項に該当する入札

イ 申請書類に虚偽の記載をした者の入札

ウ 本市が交付した入札書を用いないでした入札

エ 総合評価一般競争入札参加申出書又は提出資料に虚偽の記載をした入札

オ 落札決定までに、入札参加者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

(12) 入札の中止等

ア 入札参加者が相通じ、又は不穏な行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは入札の執行を取り止めることがある。

イ 入札前において、天災・地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、上記ア、イの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

(13) 入札の辞退

入札参加者は、辞退する場合、入札執行日時までに、「入札辞退届」（様式5）を提出すること。

入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

(14) その他

ア 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができない。

イ 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

ウ その他、本入札執行については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令

- (平成7年政令第372号)及び契約規則の定めるところによる。
- エ 資料2「仕様書」等の交付資料について、本市の許可を得ることなく無断で使用することを認めないものとする。

4 委託範囲等について

資料2「仕様書」のとおり

5 提案書等に関する事項

(1) 提案書等提出の日時及び場所

ア 日時：3－(5)－アに同じ

イ 場所：3－(5)－イに同じ

(2) 提案書等の記載内容

提案書等の記載内容・要領については、資料3「提案書作成要領」に基づくこと

(3) 提出書類

提案書等については、次のものを必要部数作成し、あわせて電子媒体も作成すること。

ア 提案書(補足資料含む) (押印のあるもの1部(袋綴じ)と押印の無いもの15部)

イ 提案書のデータを記録した電子媒体(CD-R又はDVD-R)(表面に入札参加者の商号又は名称があるもの1部と無いもの1部)

(4) 提案書等の拘束力

契約書に添付する仕様書は本件の資料2「仕様書」を基に作成する。ただし、採用された提案書等に記載されている事項に基づき、本市の判断により契約締結段階において契約書の仕様書に、追加、変更又は削除を行うことがある。

(5) 提案書等の取扱い

入札の際に提出される書類に含まれる著作物の著作権は、入札参加者に帰属する。

ただし、本件において公表等が特に必要と認める場合は、本市は、提案書等の全部又は一部を使用できるものとするが、契約に至らなかった入札参加者の提案書等については、本件の公表以外には使用しないが、返却については行わない。

なお、提案書等の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

(6) ヒアリング

次により対面もしくはWEB会議でのヒアリングを予定しているので、入札参加者は提案書等の内容について本件の業務責任者として従事させる予定の者が説明を行うこと。また、提案書等に基づく本市からの質問に対する応答を行うこと。

なお、ヒアリングの実施要否については提案書等の内容により決定するが、入札参加者は実施の有無を問わず準備しておくこと。ヒアリングが必要な入札参加者には、令和6年5月17日(金)午後から順次、電話等にて日時、場所等を連絡するので、必ず連絡が取れるようにしておくこと。

ア 実施日時：令和6年5月21日(火)、午前9時から午後5時までの間の本市が指定する時間

ただし、指定した時間でのヒアリングが困難な場合は、本市と十分に調整を行い対応すること。

イ 実施場所：実施日時とあわせて通知する。

ウ 実施時間：1入札参加者あたり約60分とする(主に質疑応答)。

エ 注意事項：ヒアリングにおいて使用する機材として、プロジェクタ(VGA(D-sub15ピン))及びスクリーンは本市にて用意する。端末・変換コネ

クタなど、その他の機材については入札参加者において用意すること。また、外部とのネットワーク接続ができない可能性があることに留意すること。

6 落札者の決定方法等に関する事項

(1) 落札者の決定方法等

落札者の決定にあたっては、提案内容を公平かつ客観的に評価し、本市にとって最適な事業者を選定するため、提案内容の評価である「内容点」に入札価格の評価である「価格点」を加算する総合評価方式を採用し、予定価格などの制限の範囲内において入札があった者のうち、合計点である「合計点」の最も高い者を落札者とする。なお、技術の評価にあたっては、本市にとっての有利性及び客観性の確保のため、本市において設置する総合評価一般競争入札検討会議において、学識経験を有する者の意見を聴くものとする。

ア 提案内容の評価

資料4「落札者決定基準」に基づき提案内容の評価し、「内容点」を与える。

イ 入札価格等の評価

入札価格については、資料4「落札者決定基準」に基づき、入札価格に対する「価格点」を与える。

ウ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

ア及びイで評価した、「内容点」及び「価格点」を合計した「合計点」が最も高い者を落札者とする。

※合計点の最も高い者が複数存在するとき（同点のとき）

① 入札参加者それぞれの「内容点」、「価格点」が異なる場合

「内容点」が高い者を落札者とする。

② 入札者それぞれの「内容点」、「価格点」が同じ場合

「内容点」における提案書評価の内、必須項目の合計点数が高いものを落札者とする。

③ 入札者それぞれの「内容点」、「価格点」、「提案書評価における必須項目の合計点数」が同じ場合

「入札金額」が低い者を落札者とする。

なお、「入札金額」が同じ場合は、別途日を定め、くじ引きにより落札者を決定する。

エ 落札者とししない場合

① 入札の日から落札者決定までの間に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた場合。

② 「内容点」に係る必須項目において提案がない場合。

オ 落札者が契約しない場合の対応

落札者が契約を締結しないときは、次点の入札参加者と個別の交渉を行う。

(2) 落札者の公表等

落札者については、大阪市ホームページにおいて公表するものとする。また、落札の結果については、各入札参加者に書面により通知する。

7 調達手続きの停止について

大阪市契約制度等審査会から調達手続きの停止等の要請があった場合は、調達手続きを停止等することがある。

8 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 違約金の徴収
落札決定後、正当な理由がなく契約を締結しないときは、大阪市契約規則第21条第2項により落札金額(単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額)の100分の3に相当する違約金を徴収する。
- (5) 本入札に当たっては質問期間を設けており、入札をした者は、入札後において、入札説明書等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (6) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (7) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- (8) 入札の参加に要する費用は入札参加者の負担とする。
- (9) 落札者または契約の相手方に決定されたときは、遅滞なく、「1(2)担当」に別途仕様書末尾添付の大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく「誓約書」の両面印刷したものを提出するとともに、契約締結の手続を行うこと。
- (10) 落札者または契約の相手方に決定され、契約保証金の納付免除申請をする場合は、遅滞なく、「1(2)担当」に別途仕様書末尾添付の「実績調書(契約保証金免除申請用)」を提出すること。
- (11) 契約の締結は、本件の事業に係る令和6年度予算の成立を条件とする。